申請人は，平成27年11月17日，福岡県知事に対し，本件林地開発不許可処分に関し，行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの。）６条に基づき異議申立てをした（甲10）。この異議申立てに対しては，平成28年５月24日付けで棄却決定がされた（乙14）。

3　当事者の主張

(1)　申請人の主張

ア　本件不認可処分の理由として「林地開発許可を受けることができないため」と記載しているが，申請人は処分庁に対し再三にわたり審査と処分をお願いしてきたが処分庁は何ら対応せず，処分庁は申請人に対し，補正等を求めたことはなく，本件林地開発許可申請とともに約13年間放置しており，申請人の公文書開示請求をきっかけに処分を行ったもので，その処分理由は約13年間申請を放置したことの不作為隠蔽のために行われたものであって，行政手続法７条（申請に対する審査，応答）や同法11条（複数の行政庁が関与する処分）に違反する。

イ　本件不認可処分には根拠法令として「採石法第33条の４」と記載しているが，同規定は他人の危害や施設の損傷，その他の産業の利益・公共の福祉に反する許可の基準を設けたものであり，当該理由とは全く関係のない虚偽の記載である。

(2)　処分庁の主張

岩石の採取に際して採取計画の認可とともに他法令（例えば自然公園法，森林法等）の許可を受ける必要がある場合，他法令は岩石の採取についての権限を付与する規定であり，法33条の４による採取計画の認可とは全く別個に判断される性質のものであるが，これらの許可を受けることができない又は受ける見込みがないときは実質上岩石の採取を行うことができず，同条による認可をしても無意味となるので（乙７「逐条解説採石法」），このようなときには，同条により岩石採取計画を不認可とすべきものと解される（省令８条の15第２項８号参照）。

本件認可申請にあたっては，森林区域の開発行為を行うための林地開発許可を受ける必要があったが，申請人からこの点に関する補正書類の提出はなく，本件林地開発許可申請は不許可とされた。したがって，処分庁は，本件不認可処分をした。

第３　当裁定委員会の判断

１　証拠（本文掲記の各証拠）及び審理の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

(1)　福岡県の担当者と申請人代表者寺本は，平成15年から平成17年にかけて，本件林地開発許可申請に関し，複数回，打合せ等を行っていた（乙１ないし３，10の１から４まで）。

(2)　上記のほかに，処分庁と申請人との間において，本件認可申請後，補正等を促すなどの具体的なやり取りはなく，特に本件認可申請に関しては，前提事実のほかに補正を促す具体的なやり取りはなかった。

また，上記(1)以後，申請人が平成27年９月頃に，処分庁に対し本件認可申請に係る書類の公文書開示請求を行うまでの間（甲３），申請人と福岡県の担当者の間で具体的なやり取りは行われていなかった。

２　本件不認可処分の違法性の判断

前提事実及び前記認定事実によれば，申請人は，本件認可申請に際し，法33条の３第２項，省令８条の15第２項８号により，林地開発許可を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面を提出する必要があったところ，処分庁は，申請人が本件林地開発許可申請を行ったことをもって，必要な林地開発の許可を受ける見込みに関する書面の提出があったと判断し，本件認可申請を受理したことが認められる。そして，前記１(2)のとおり，処分庁と申請人との間で本件認可申請に関し補正を促す等の具体的なやり取りはなかったことからすると，他に補正事項があったことはうかがわれない。そうすると，処分庁は，遅滞なく本件認可申請の当否についての審査を開始し，合理的期間内にその認可又は不認可の判断をすべきであったというべきである（行政手続法６条，７条及び９条参照）。

この点，処分庁は，岩石の採取に際して採取計画の認可とともに他法令（森林法等）の許可を受ける必要がある場合（省令８条の15第２項８号）において，当該許可を受けることができないとき又は受ける見込みがない場合に岩石採取計画は不認可とすべきであり（乙７），本件では本件林地開発許可申請が補正中であって，補正を回復する見込みがないことを理由として本件林地開発許可申請は不許可とされたため，上記解釈を前提として，本件認可申請に関し，不認可の決定をした旨を主張する。

しかしながら，岩石採取計画認可申請と林地開発許可申請とは，そもそも，本来別個の手続であるから，たとえ岩石採取に際して採取計画の認可とともに林地開発許可を受ける必要がある場合（省令８条の15第２項８号）であっても，提出された岩石採取計画申請が形式的な要件を具備した状態となった時点以降は，処分庁は，林地開発許可申請の許可又は不許可の結論に関わらず，法33条の４に規定する要件を審査の上，認可又は不認可の判断をすべきである（行政手続法11条参照）。ただし，上記の場合においても，林地開発許可申請が不許可となり，かつ，その不許可処分が不服申立てもできない状態となった（確定した）場合には，もはや岩石採取計画の認可申請は事業として実現可能性がなくなるから，そのことを理由として不認可の判断をすることは法33条の４が許容するものと解するのが相当である。なぜならば，ある目的を達成するために処分要件を異にし，独立した不服の対象となるべき甲，乙各申請に係る各許認可が関連する場合において，甲申請の判断を乙申請に対する拒絶処分に依存させたときは，甲申請に対する拒絶処分は，乙申請に対する上記処分が確定するまで内容的には確定しないのに，形式的には独立して確定することになりかねず，また，甲申請に関する処分要件自体は充足されている場合であっても，乙申請に対する上記処分に不服のある申請者は，甲申請及び乙申請に対する各拒絶処分に対して不服を申し立てざるを得なくなるなど，不安定な立場に置かれるからである。

これを本件についてみると，本件認可申請に係る岩石採取行為に関しては本件林地開発許可が必要となるが（前提事実(2)イ），本件不認可処分は本件林地開発不許可処分と同日付けでされているのであるから，本件不認可処分に当たり，本件林地開発不許可処分が確定していたということはできない。そうすると，処分庁としては，本件林地開発許可申請の結論に関わらず，本件認可申請について法33条の４に規定する要件の審査をすべきものであり，単に「林地開発許可を受けることができないため」として本件認可申請を不認可としたことは違法というべきである。なお，現時点（審理終結日である平成28年７月27日）においても，本件林地開発不許可処分に対する異議申立てに対する棄却決定がされているものの，同決定に対する取消訴訟の出訴期間経過前であることからすれば，本件林地開発不許可処分が確定したということはできない。

3　結論

以上のとおり，その余の点を判断するまでもなく，本件不認可処分は，違法であるから，その取消しを求める本件裁定申請には理由がある。

よって，主文のとおり裁定する。

平成28年８月30日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長　富越　和厚

裁定委員　髙橋　滋

裁定委員　山﨑　勉

平成27年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要の公表について

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第６条の３第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり平成27年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要を公表する。

平成28年９月28日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のとおり」は省略し、林野庁国有林野部経営企画課及び各森林管理局に備え置いて縦覧に供する。）

特定保安林の指定の解除について

平成28年９月14日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。

平成28年９月28日

農林水産大臣　山本　有二

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　岐阜県下呂市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　北海道夕張郡栗山町、上川郡東川町（以上２町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、中川郡音威子府村（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係道県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）